

# スウェーデン

## 特許法

1967 年第 837 号

2000 年 12 月 7 日法律第 1158 号改正

2001 年 1 月 1 日施行

### 目次

#### 第 1 章 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 6a 条

第 6b 条

第 6c 条

第 6d 条

第 6e 条

第 6f 条

第 6g 条

#### 第 2 章 スウェーデン特許事件の処理

第 7 条

第 8 条

第 8a 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 25 条

第 26 条  
第 27 条  
第 3 章 国際特許出願  
第 28 条  
第 29 条  
第 30 条  
第 31 条  
第 32 条  
第 33 条  
第 34 条  
第 35 条  
第 36 条  
第 37 条  
第 38 条  
第 4 章 特許の範囲及び存続期間  
第 39 条  
第 40 条  
第 5 章 年金の納付  
第 41 条  
第 42 条  
第 6 章 ライセンス，譲渡等  
第 43 条  
第 44 条  
第 45 条  
第 46 条  
第 47 条  
第 48 条  
第 49 条  
第 50 条  
第 7 章 特許の終了等  
第 51 条  
第 52 条  
第 53 条  
第 54 条  
第 55 条  
第 8 章 情報提供義務  
第 56 条  
第 9 章 責務及び賠償金支払義務等  
第 57 条  
第 57a 条  
第 58 条

第 59 条  
第 60 条  
第 61 条  
第 62 条  
第 63 条  
第 64 条  
第 65 条  
第 66 条  
第 67 条  
第 68 条  
第 69 条  
第 70 条  
第 10 章 特別規定  
第 71 条  
第 72 条  
第 73 条  
第 74 条  
第 75 条  
第 76 条  
第 77 条  
第 78 条  
第 79 条  
第 11 章 欧州特許  
第 80 条  
第 81 条  
第 82 条  
第 83 条  
第 84 条 (削除)  
第 85 条  
第 86 条  
第 87 条  
第 88 条  
第 89 条  
第 90 条  
第 91 条  
第 92 条  
第 93 条  
第 12 章 質權設定  
第 94 条  
第 95 条  
第 96 条

第 97 条

第 98 条

第 99 条

第 100 条

第 101 条

第 102 条

第 103 条

第 104 条

第 13 章 医薬品の補充的保護

第 105 条

第 106 条

第 107 条 - 第 114 条 (削除)

追記

## 第1章 総則

### 第1条

産業上利用することができる発明をした者又はその権利承継人は、何人も、第1章から第10章までの規定によりスウェーデンにおいて出願によってその発明の特許を取得することができる。かつ、業として当該発明を実施する排他的権利をこれによって取得することができる。

欧州特許に関する規定は、第11章で定める。

次に掲げるものは、単にそれだけでは発明とはみなされない。

- (1) 発見、科学理論又は数学的方法
- (2) 美的創作物
- (3) 精神的活動を遂行し、遊戯を行い若しくは事業を営むための計画、法則若しくは方法又はコンピュータ・プログラム
- (4) 情報の提示

人間又は動物に行われる外科的若しくは治療的処置の方法又は診断の方法も、発明とはみなされない。ただし、この規定は、物質及び物質の組成物を含む製品であって前記の方法で使用されるものに特許を付与することを妨げるものではない。

特許は、次に掲げるものには付与されない。

- (1) その使用が公序良俗に反する虞がある発明
- (2) 植物若しくは動物の品種又は植物若しくは動物を生産するための本質的に生物学的な方法。ただし、特許は、微生物学的方法及びこの方法から生じる製品には付与することができる。

### 第2条

特許は、特許出願日前に知られていたものに対して新規な発明であって、かつ、それとは本質的に異なるものにのみ付与することができる。

書面により、講演により、公然の実施により又はその他によって公衆に利用可能なものとされた一切のものは、知られているものとみなす。また、前記出願日前にスウェーデンで行われたある特許出願の内容も、当該出願が第22条の規定により公衆に利用可能なものとなる時は、知られているものとみなす。ただし、発明が特許出願日前に知られていたものとは本質的に異なるものでなければならぬとする第1段落の条件は、当該出願の内容については適用しない。

第2段落の適用に際し、第3章又は第11章にいう出願が、ある一定の場合に、スウェーデンで行われた特許出願と同一の効果を有するとする規定は、第29条、第38条及び第87条に見出すことができる。

発明が新規なものでなければならぬとする第1段落の規定は、第1条第3段落にいう方法に使用される既知の物質又は物質の既知の組成物に特許を付与することを妨げるものではない。ただし、当該物質又は組成物の使用がこの種類の方法において知られていないことを条件とする。

特許は、特許出願前6月以内に当該発明が次に掲げる何れかの理由により公衆に利用可能なものとなっていたとしても、付与することができる。

- (1) 出願人又はその前権利者に対する明白な濫用の結果であること、又は
- (2) 当該発明が、1928年11月22日にパリで署名された国際博覧会に関する条約の規定に該

当する公式の又は公式に認められた国際博覧会において，出願人又はその前権利者によって展示されたこと

### 第3条

特許により与えられる排他的権利は，後に掲げる例外を除き，何人も特許所有者の同意なしには，次に掲げる行為により発明を実施することができないということを意味する。

(1) 特許により保護された製品を製造し，提供し，市場に出し若しくは使用し，又はこれらの目的で当該製品を輸入し若しくは所有する行為

(2) 特許により保護された方法を使用し，又は当該方法の使用が特許所有者の同意なしには禁止されていることを知りながら若しくはそのことが事情から明らかであるにも拘らず，スウェーデンにおける当該方法の使用の申出をする行為

(3) 特許により保護された方法によって製造された製品を提供し，市場に出し若しくは使用し，又はこれらの目的で当該製品を輸入し若しくは所有する行為

特許が与える排他的権利は，また，何人も特許所有者の同意なしには，スウェーデンにおいて実施する手段であって発明の本質的要素に係るものを，発明を実施する権利を有さない者に対して提供し又は供給することによって実施することができないことも意味する。ただし，このことは，当該手段を提供し又は供給する者が，当該手段は発明の実施上使用するのに適し，かつ，使用を対象としたものであることを知っており，又はそのことが事情から明らかである場合に限る。本段落は，当該手段が一般に入手可能な商業製品である場合は，当該手段を提供し又は供給する者が，相手を誘導して第1段落にいう行為を犯すように仕向けようとするときにのみ適用する。本段落の規定を適用する上で，第3段落(1)，(3)又は(4)にいう方法により当該発明を実施する者は，当該発明を実施する権利を有するものとは認めない。次に掲げる行為は，排他的権利から除外する。

(1) 商業目的ではない使用

(2) 特許により保護された製品であって特許所有者により又はその同意を得て欧州経済地域内で市場に出されたものの使用

(3) 発明自体に係る実験のための当該発明の使用

(4) 薬局において，個別事例で医師の処方により医薬品を調合し，又はその調合された医薬品を用いる行為

### 第4条

特許出願が行われた当時スウェーデンにおいて発明を業として実施していた者は，特許が付与されたにも拘らず，当該実施の一般的性質を維持しながら当該実施を継続することができる。ただし，当該実施が当該出願人又はその前権利者に対して明らかな濫用を構成しなかったことを条件とする。この実施の権利は，スウェーデンにおいて当該発明の業としての実施のために実質的な準備を行っていた者に対しても相当する条件の下で与えられる。

前段落に基づく権利は，これが生じた事業又は実施が意図された事業と共にする場合にのみ，他人に移転することができる。

### 第5条

特許が付与されている発明であっても，外国の船舶，航空機その他の輸送(訳注：英語は

communication)手段が正規の交通その他によりスウェーデンに一時的に入ったときは、これらの手段自体の必要のためならば、これらの手段において実施することができる。

政府は、航空機用予備部品及び付属品に特許が付与されているにも拘らず、スウェーデンの航空機に同様の特典を付与している外国の航空機の補修用としてこれらの物品をスウェーデンに輸入してスウェーデンで使用することができる旨を規定することができる。

## 第 6 条

出願日前 12 月以内にスウェーデンにおける先の特許出願に含まれた発明に係る特許出願は、出願人が(優先権を)請求する場合は、第 2 条第 1 段落、第 2 段落及び第 4 段落並びに第 4 条の適用上、当該先の出願と同時になされたものとみなす。このことは、出願日前 12 月以内に産業財産の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約の締約国である外国又は世界貿易機関(WTO)を設立する協定の当事国若しくは地域における特許、発明者証又は実用新案の保護に係る先の出願に含まれた発明に係る特許出願についても適用される。この優先権は、その他の国又は地域であって、先の出願がなされた場合にスウェーデンの特許出願に基づいて同等の優先権が付与され、かつ、その有効な法令がパリ条約に基本的に一致するものに関連する保護の出願に基づいても享受することができる。

## 第 6a 条

出願人は、出願が行われた日又は行われたとみなされる日から 3 月以内に優先権を請求しなければならない。出願人は、この場合、言及する出願が行われた場所及び時期に関する情報を提供しなければならない。また、出願人は、できる限り速やかに、先の出願の番号を示さなければならない。

第 3 章に基づく国際特許出願の場合は、優先権は、国際出願日から 4 月以内に請求しなければならない。出願人は、この場合、言及する出願が行われた場所及び時期に関する情報、及び国際特許出願の場合は、当該出願を何れの受理官庁(Receiving Authority)に対して行ったかに関する情報を提供しなければならない。更に、出願人は、優先権を請求する日から 16 月以内に、言及した出願の番号に関する情報を国際特許出願に係る受理官庁又は第 35 条にいう国際事務局に提供しなければならない。

本法第 11 条及び特許令(1967 : 838)第 22 条に基づいて出願が分割される場合は、原出願に係る優先権の請求は、特別の請求なしに、分割から生じる新たな出願にも適用される。

## 第 6b 条

優先権を請求した出願人は、請求対象となった優先権の基礎となる日から 16 月以内に、先の出願に関する次の書類を特許当局に提出しなければならない。

1. 出願を受領した当局により発行された出願人の名称及び出願日に係る証明書
2. 同当局により証明された出願の写し

## 第 6c 条

第 3 章に基づく国際特許出願の場合は、第 2 段落から第 4 段落までの規定は、第 6b 条に基づく出願人の義務に関して適用される。

出願人は、特許当局が出願人に要求する場合に限り、第 6b 条 1. にいう証明書を提出するも

のとする。

この代わりに、出願人は、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約の施行規則の規則17.1に基づいて、先の出願の写しを第35条にいう国際事務局若しくは受理官庁に提出し、又は同規則に基づいてこれを国際事務局に移送するよう請求することもできる。第3段落にいう規則に基づいて先の出願の写しを国際事務局が受領した場合は、特許当局は、第3段落にいう施行規則の規則17.2に基づいて写し及び翻訳文のみを要求することができる。

#### 第6d条

優先権は、発明が記載された最先出願を基礎としてのみ主張することができる。

最先出願を行った者又はその権利承継人が後日同一の発明に関する出願を同一の当局に行った場合は、後の出願のみを優先権の基礎として主張することができる。ただし、このことは、後に出願が行われる時に先の出願が次の場合に該当する場合にのみ適用される。

1. 公衆に利用可能なものにされないままで取り下げられ、却下され又は拒絶された場合、及び
  2. それに基づく如何なる権利も後に残さず又はそれが優先権に係る基礎となっている場合
- 第2段落に基づいて後に出願を基礎として優先権が何れかの者に付与されている場合は、先の出願は、もはや優先権主張の基礎とはならない。

第2段落及び第3段落は、第14条に基づいて日付が変更された特許出願に関して同様に適用する。

#### 第6e条

出願人は、出願の一部に関して優先権の付与を受けることができる。

優先権は、いくつかの先の出願を基礎として同一の出願に関して主張することができる。このことは、先の複数の出願が異なる国に係わるものである場合にも適用される。

#### 第6f条

政府又は政府による許可に基づいて特許当局は、一定の場合において第6b条及び第6c条に規定する証明書及び写しを提出する義務の例外を定めることができる。

#### 第6g条

第6a条から第6e条までの規定が守られない場合は、優先権は適用されない。

## 第2章 スウェーデン特許事件の処理

### 第7条

本法において特許当局とは、別段の定めがない限り、スウェーデンの特許当局をいう。スウェーデンの特許当局とは、特許登録庁をいう。

### 第8条

特許出願は、特許当局又は第3章に規定する場合は外国の特許当局若しくは国際組織にしなければならない。

出願は、発明の説明書(図面が必要な場合は図面を含む。)及び特許により保護を主張していること(特許クレーム)についての明確な情報を含むものとする。発明が化合物に係るものであるとしても、特許クレームにおいてその特定の用途を表示しなければならないことを意味するものではない。説明書は、これを指針にして当該技術の熟練者が当該発明を実施することができる程度に明確なものでなければならない。微生物学的方法又は当該方法の製品に係る発明は、第8a条にいう場合は、同条に基づく要件も満たされているときにのみ、十分に明確な方法で表示されているものとみなす。

出願は、説明書及び特許クレームの要約も含まなければならない。要約は技術情報としての役割のみを果たすものであり、他の目的で考慮に入れられることはない。

発明者の名称は願書に表示しなければならない。発明者以外の者が特許を請求するときは、出願人は、発明についての自己の権利を証明しなければならない。

出願人は、出願手数料を納付しなければならない。更に出願人は、出願に関して最終の決定がなされる前に開始する各年金年度について年金を納付しなければならない。

年金年度は1年とし、出願が行われた日又は行われたとみなされる日から計算し、爾後暦年に基づいて応答する日から計算する。

### 第8a条

発明の実施において、公衆に利用可能なものでもなく、当該技術の熟練者が出願書類を指針として当該発明を実施することができるように当該書類に記載することもできない微生物が使用されることになっている場合は、当該微生物の培養物を出願日以前に寄託しなければならない。爾後、当該培養物は、本法に基づいて培養物の試料を受領する権利を有する者が当該試料をスウェーデンで受領することができるように継続的に寄託されていなければならない。政府は、何れの機関に寄託することができるかを定める。

寄託された培養物が生存しなくなった場合又はその他の理由で培養物の試料を供給することができない場合は、当該培養物は、政府が定める期間内にその他の条件の下に同一の微生物の新しい培養物によって取り替えることができる。取替えを行った場合は、当該新たな寄託は、先の寄託が行われた日に行われたものとみなす。

### 第9条

出願人が請求し、かつ、特別手数料を納付した場合は、特許当局は、政府が定める条件に基づいて、当該出願を1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約第15条(5)にいう国際調査機関による新規性調査に付させるものとする。

## 第 10 条

相互に独立する 2 以上の発明の特許は，1 の出願によって出願することはできない。

## 第 11 条

出願人により先になされた特許出願であって最終的に判断が下されていないものにおいて開示された発明について特許が求められている場合において，当該後の出願は，出願人の請求があるときは，政府が定める条件の下に，発明を開示した書類が特許当局に提出された時になされたものとみなす。

## 第 12 条

特許当局は，スウェーデンに住所を有していない出願人に対し，当該事件において通信を受領する権利があり，かつ，スウェーデンに住所を有する代理人を選任し，また，当該代理人について当局に通知するよう要求することができる。出願人が当該命令を無視する場合は，通信の送達は，出願人の知られている最新の住所に基づく出願人宛ての郵便による送付を以て行うことができる。送達は，前記のことが行われた時になされたものとみなす。

## 第 13 条

特許出願は，それが行われた時又は第 14 条の規定に基づいて行われたものとみなされる時に当該出願に開示されていなかった内容の保護を求めるように補正してはならない。

## 第 14 条

出願人が出願日から 6 月以内にその出願を補正する場合において，出願人の請求があるときは，当該出願は，補正がなされた時に行われたものとみなす。

第 1 段落に基づく請求は，出願日から 2 年以内にしなければならない。当該請求は，1 回に限りすることができ，かつ，取り下げることはできない。

## 第 15 条

出願人が出願に関する要件を遵守しなかった場合又は特許当局が出願の認容に対するその他の障害を発見した場合は，出願人は，その旨の通知を受けるものとし，かつ，所定の期間内に陳述書を提出し又は訂正を行うよう要請されるものとする。ただし，特許当局は，要約については，出願人の意見を聴くことなしに自己の必要と認める変更を行うことができる。

出願人が通知された拒絶理由に対処するため陳述書を提出し又は所要の措置をとることを所定の期間内にしなかった場合は，当該出願は却下される。その旨の通知は，特許当局による指令書中に記載されるものとする。

却下された出願は，出願人が拒絶理由に対処するために所定の期間の満了から 4 月以内に陳述書を提出し又は所要の措置をとり，かつ，同じ期間内に所定の再開手数料を納付するときは，回復される。

出願人が第 8 条，第 41 条及び第 42 条の規定に基づく年金を納付しないときは，当該出願は，事前の指令なしに却下される。このようにして却下された出願は，回復することができない。

## 第 16 条

出願人が所要の陳述書を提出した後においても依然として出願の認容に対する障害が残り、かつ、出願人がその陳述書を提出する機会を有していた当該障害である場合は、当該出願は拒絶される。ただし、当該出願に対して更なる指令を発する理由があるときはこの限りでない。

## 第 17 条

何れかの者が、当該発明に対する正当な権利が出願人にはなく自己にある旨を特許当局に対して主張する場合において、当該事件が疑わしいと認められるときは、特許当局は、同人に対し、当該特許出願のその後の審査において当該主張が無視される虞があることを承知の上で一定の期間内に司法裁判所に訴訟を提起するよう指示することができる。

発明に対する正当な権利に関する訴訟が裁判所において係属しているときは、当該訴訟が最終的に裁判所によって解決されるまで、特許出願の審査手続は中止される旨を宣言することができる。

## 第 18 条

何れかの者が、当該発明に対する正当な権利が出願人にはなく自己にある旨を特許当局の納得するように証明する場合において、特許当局は、同人の請求があったときは、同人に出願を移転する。移転を受けた者は、新たに出願手数料を納付しなければならない。

移転請求があったときは、当該出願は、その請求について最終的な判断が下るまで、却下し、拒絶し又は容認することはできない。

## 第 19 条

出願が完全であり、かつ、特許の付与について何らの障害も認められない場合は、特許当局は、当該出願人に対して、特許を付与することができる旨を通知しなければならない。

当該通知の日から 2 月以内に、出願人は、所定の付与手数料を納付しなければならない。納付のないときは、当該出願は却下される。却下された出願は、前記 2 月の期間の満了後 4 月以内に当該出願人が付与手数料及び所定の再開手数料を納付したときは、その処理が再開される。

付与手数料の納付が著しく困難な発明者が特許を求めている場合において、特許当局は、当該発明者が前記通知の日から 2 月以内にその旨の書面による請求を行ったときは、付与手数料の納付義務を免除することができる。特許当局が当該発明者の請求を拒絶したときは、その後 2 月以内に納付された手数料は正当な期限内に納付されたものとみなす。

## 第 20 条

出願人が第 19 条の要件を満たし、かつ、特許についての障害がないときは、特許当局は、当該特許出願に特許を付与しなければならない。この決定は、公告するものとする。

特許出願に特許を付与する決定が公告された時に、特許が付与されたものとする。付与された特許は、特許当局が備える特許登録簿に記録される。また特許証も発行される。

特許が付与された後は、特許保護の範囲の拡大となるクレームの補正を行うことはできない。

## 第 21 条

当該特許出願書類(訳注：英語は specification)は，特許付与の日から，特許当局において利用できるようにしなければならない。特許出願書類には，発明の説明書，特許クレーム及び要約が含まれ，また，当該特許所有者及び発明者が記載される。

## 第 22 条

当該事件における書類は，特許付与の日から，何人にも利用可能なものとされる。

特許出願の出願日から又は優先権が主張されている場合は優先権が主張されている日から 18 月経過した場合において，前記書類が未だ第 1 段落に従って利用可能なものとされていないときは，何人にも利用可能なものとされる。ただし，当該出願が却下又は拒絶された場合において，当該書類は，当該出願人が出願処理の再開を請求し，審判請求をし又は第 72 条若しくは第 73 条の規定に基づく請求をしたときのみ，利用可能なものとされる。

当該書類は，出願人の請求があったときは，第 1 段落及び第 2 段落に定める時よりも早く利用可能なものとされる。

第 2 段落又は第 3 段落の規定によって当該書類が利用可能なものになるときは，その事実が公告される。

ある書類が業務上の秘密を含んでおり，かつ，特許を求めている又は既に特許された発明とは関係がない場合は，特許当局は，請求を受け，かつ，これについて特別の理由があるときは，当該書類を利用可能なものとはしない旨を命じることができる。当該請求が行われたときは，当該書類は，法的効果を有する決定によって請求が拒絶されるまで利用可能なものとはされない。

微生物の培養物が第 8a 条の規定により寄託されている場合は，何人も，当該書類が第 1 段落，第 2 段落又は第 3 段落の規定に基づいて何人にも利用可能なものとされた後に，当該培養物の試料を入手する権利を有する。ただし，このことは，法令の規定に基づいて寄託微生物を取り扱うことができない者に試料が分譲されるべきことを意味するものではない。また，このことは，当該試料の取扱が当該微生物の有害な性質から見て危険を伴うと推定される者に当該試料が分譲されるべきことを意味するものでもない。

特許が付与されたか又は特許出願が特許を付与されることなく最終判断を下されるに至るまでは，出願人の請求がある場合は，第 6 段落第 1 文の規定にも拘らず，寄託培養物の試料は，特別の専門家にのみ分譲することができる。政府は，前記の請求を行うことができる期間，及び試料の分譲を希望する者が専門家として指定できる者を規定する。

試料の分譲希望者は，特許当局に対して書面をもってその旨の請求を行い，また，当該試料の不正使用を防止するため政府が定める趣旨の誓約書を提出しなければならない。試料を分譲することが特別の専門家だけに許されるときは，当該誓約書は，前記の専門家が提出しなければならない。

## 第 23 条

特許当局が何人にも利用可能となった出願を却下又は拒絶した場合において，この決定は，法的効力が生じたときに公告される。

## 第 24 条

何人も、付与された特許について異議を申し立てることができる。異議申立は、当該特許が付与された日から 9 月以内に特許当局に対して書面で行わなければならない。

特許当局は、異議申立について特許所有者に通知し、同人に意見を提出する機会を与えなければならない。

異議申立が取り下げられた場合において、特別の理由があるときは、異議申立手続を完結することができる。

## 第 25 条

特許当局は、当該特許が次に該当する場合は、異議申立後にこれを取り消さなければならない。

- (1) 当該特許が、第 1 条及び第 2 条の条件が満たされていないにも拘わらず付与されたこと
- (2) 当該特許が、当該技術の熟練者がその説明に基づいて実施できる程度に明確には開示されていない発明に関連するものであること、又は
- (3) 当該特許が出願からは明らかでない事項を包含していること

特許当局は、第 1 段落によれば当該特許の維持についての障害がない場合は、当該異議申立を拒絶しなければならない。異議申立手続の間に、当該特許所有者が補正を行って、第 1 段落によれば当該特許の維持についての障害がない場合は、特許当局は、当該特許はその補正した文言で維持されるべき旨を宣言しなければならない。

異議申立に関する特許当局の決定が法的効力を生じたときは、これを公告するものとする。当該決定が当該特許の補正を含む場合は、新たな特許出願書類が特許当局において利用可能なものとされ、かつ、新たな特許証が発行される。

## 第 26 条

特許出願に関する特許当局の最終決定が自己に不利であるときは、出願人は、これについての審判請求をすることができる。特許に対する異議申立に関する最終決定については、当該決定が審判請求をしようとする者にとって不利であるときは、その当事者である当該特許所有者又は(訳注：英語は and)異議申立人(opposer)が審判を請求することができる。当該異議申立人が審判請求を取り下げた場合でも、特別の理由があるときは、その審理を継続することができる。

第 15 条第 3 段落若しくは第 19 条第 2 段落に基づく回復の請求を拒絶した決定又は第 18 条に基づく移転の請求を認めた決定に対しては、出願人は審判請求をすることができる。第 18 条に基づく移転の請求を拒絶する決定に対しては、当該請求を行った者が審判請求をすることができる。

第 22 条第 5 段落による命令の請求を拒絶する決定については、当該請求を行った者が審判請求をすることができる。

第 42 条、第 72 条又は第 73 条による決定に対する審判請求についての規定は、第 75 条に置かれている。

## 第 27 条

第 26 条による審判請求は、決定の日から 2 月以内に特許審判裁判所(Court of Patent

Appeals)にしなければならない。

特許審判裁判所の最終決定に対しては、当該決定の日から 2 月以内に最高行政裁判所 (Supreme Administrative Court) に不服申立を行うことができる。不服申立は、審判請求された決定において審理された特許クレーム以外のクレームについて行うことはできない。その他の点については、行政手続法(1971:291)の第 35 条から第 37 条までの、行政審判裁判所 (Administrative Court of Appeal) の決定に対する不服申立に関する規則を適用するものとする。特許審判裁判所の決定には、最高行政裁判所に対する不服申立の審理には特別の許可が必要であること及びそのような許可が与えられる事由を記載しなければならない。

第 22 条第 5 段落の規定は 特許審判裁判所又は最高行政裁判所に提出される書類に適用される。

### 第3章 国際特許出願

#### 第28条

国際特許出願とは、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約に基づいてなされる出願をいう。

国際特許出願は、特許当局に対して又は特許協力条約及びこれに基づく規則により当該出願を受領する権限を有する国際事務局に対して(受理官庁)しなければならない。スウェーデン特許当局は、政府による規定に従って受理官庁とされる。出願人は、スウェーデン特許当局に対してする国際特許出願には、所定の手数料を納付しなければならない。

第29条から第38条までの規定は、スウェーデンを指定国とする国際特許出願に適用する。ただし、当該出願によってスウェーデンに係る欧州特許が出願される場合は、第11章の規定を適用する。

#### 第29条

受理官庁が国際出願日を付与した国際特許出願は、スウェーデンにおいては同一の日に行われたスウェーデン特許出願と同一の効力を有する。ただし、第2条第2段落第2文の規定は、第31条の規定に基づいて手続をとる出願にのみ適用する。

#### 第30条

国際特許出願は、特許協力条約第24条(1)(i)及び(ii)という場合においては、スウェーデンに関しては取り下げられたものとみなす。

#### 第31条

出願人は、スウェーデンに係る国際特許出願の手続を進めよう并希望するときは、国際出願日から又は優先権が主張される場合は優先権主張の基礎となる日から20月以内に、政府が求める範囲における国際特許出願のスウェーデン語翻訳文、又は出願がスウェーデン語で行われる場合はその出願書類の写しを特許当局に提出しなければならない。出願人は、同一の期間内に所定の手数料を特許当局に納付しなければならない。

出願人は、国際特許出願を国際予備審査に付すべき旨を請求する場合において、スウェーデンに係る特許出願について国際予備審査の結果を利用しようとする自己の意図を特許協力条約及びこれに基づく規則に従い第1段落にいう日から19月以内に宣言したときは、前記の日から30月以内に第1段落にいう要件を満たさなければならない。

出願人が第1段落又は第2段落に規定する期間内に所定の手数料を納付したときは、2月の追加期間内に所要の翻訳文又は写しを提出することができる。ただし、後者の期間内に所定の追加手数料を納付しなければならない。

出願人が本条の要件を遵守しないときは、当該出願は、スウェーデンに関しては取り下げられたものとみなす。

#### 第32条

出願人が国際予備審査の請求又はスウェーデンに係る特許出願について当該審査の結果を利用しようとする自己の意図の宣言を取り下げたときは、当該国際特許出願は、スウェーデンに関しては取り下げられたものとみなす。ただし、当該取下が第31条第1段落に規定する期

間の満了前に行われ、かつ、出願人が第 31 条第 1 段落又は第 3 段落に規定する期間内に当該出願の続行するときには、この限りでない。

### 第 33 条

国際特許出願の続行が第 31 条の規定に基づいて続行されたときは、第 2 章の規定は、当該出願及びその処理に適用する。ただし、本条及び第 34 条から第 37 条までに別段の定めがあるときは、この限りでない。出願は、出願人の請求なしには、第 31 条第 1 段落又は第 2 段落に規定する期間の満了前に審査に付することはできない。

第 12 条に基づく要求は、特許当局が出願の審査を開始する権利を有する前には発出することができない。

第 22 条第 2 段落及び第 3 段落の規定は、出願人が特許当局に出願書類の翻訳文を提出すべき旨の第 31 条に基づく義務を履行したとき直ちに、又は出願書類がスウェーデン語で作成されている場合は当該出願書類の写しを特許当局に提出したとき直ちに、出願手続が進められる前においても適用する。

国際特許出願に関して第 48 条、第 56 条及び第 60 条の規定を適用する場合は、当該出願ファイル(訳注：英語は case)中の書類が第 22 条の規定に基づいて公開されている状況についてこれらの条文中で規定していることは、出願書類が第 3 段落に基づいて公開されている状況に読み替えるものとする。

特許出願は、特許協力条約及びその施行規則に規定する様式及び内容に関する義務を満たす場合は、これらの点につき受理されるものとする。

### 第 34 条

国際特許出願については、特許当局は、政府が定める期間の満了前に特許を付与すること又は拒絶の決定を行うことはできない。ただし、出願人が当該出願に関して早期の決定に同意するときは、この限りでない。

### 第 35 条

国際特許出願については、これが世界的財産機関の国際事務局によって公開される前又は国際出願日若しくは優先権が主張される場合は優先権主張の基礎となる日から 20 月が経過する前においては、特許当局は、出願人の同意なしに特許を付与すること又は当該出願を公衆に利用可能なものとするとはできない。

### 第 36 条

国際特許出願が相互に独立した複数の発明を包含していると認められたため及び出願人が所定の期間内に特許協力条約に基づく追加の手数料を納付しなかったために、当該出願の一部が国際調査又は国際予備審査に付されなかった場合は、特許当局は、前記の認定が正当であったか否かを決定する。前記の認定が正当であったと決定した場合において、前記の調査又は審査に付されなかった出願部分は、特許当局が当該決定の通知書を出願人に郵送した日から 2 月以内に出願人が所定の手数料を特許当局に納付しないときは、特許当局から取り下げられたものとみなす。特許当局は、前記の認定が正当でなかったと決定した場合は、当該出願の全部について審査を進める。

出願人は、特許出願が相互に独立した複数の発明を包含する旨の特許当局の第 1 段落の決定について審判請求をすることができる。第 27 条第 1 段落及び第 2 段落の規定がこれに適用される。

裁判所が特許当局の決定を正当であると認定した場合は、第 1 段落第 2 文にいう手数料の納付期限は、特許当局が裁判所の終局判決の通知書を出願人に郵送した日から計算する。

### 第 37 条

国際予備審査機関により予備審査のためにクレームを限定するか、又は追加の手数料を納付するよう求められた後に、出願人がクレームを限定したため国際特許出願の一部が国際予備審査に付されなかった場合において、特許当局がその旨の通知書を出願人に郵送した後 2 月以内に出願人が所定の手数料を納付しないときは、審査に付されなかった出願部分は特許当局から取り下げられたものとみなす。

### 第 38 条

受理官庁が、国際特許出願に国際出願日を付与することを拒絶したか、又は国際特許出願が取り下げられたものとみなす旨若しくは出願においてスウェーデンを指定国とする請求が取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合は、特許当局は、出願人の請求により前記の決定を再審理する。出願が取り下げられたものとみなす旨の国際事務局の決定についても同様である。

第 1 段落に規定する再審理の請求は、政府が定める期間内に国際事務局に提出しなければならない。出願人は、前記の期間内に、政府が定める範囲での出願のスウェーデン語翻訳文を特許当局に提出し、かつ、所定の手数料を納付しなければならない。

特許当局は、受理官庁又は国際事務局の決定が正当でなかったと認定する場合は、第 2 章の規定に従って当該出願を処理する。受理官庁が国際出願日を認めなかった場合は、当該出願は、国際出願日として認めるべきであったと特許当局が考える日に行われたものとみなす。出願が特許協力条約及びこれに基づく規則に規定する様式及び内容に関する要件を満たす場合は、当該出願は、これらの点につき受理されるものとする。

第 2 条第 2 段落第 2 文の規定は、第 3 段落の規定により処理に着手された出願に対して、当該出願が第 22 条の規定により公衆に利用可能なものとされたときに適用する。

## **第 4 章 特許の範囲及び存続期間**

### **第 39 条**

特許保護の範囲は、特許クレームによって定める。特許クレームを解釈するに当たっては、説明書をその指針とすることができる。

### **第 40 条**

付与された特許は、特許出願の日から 20 年が経過するまで存続させることができる。

特許に関しては、付与後に始まる各年金年度につき所定の年金を納付しなければならない。

特許出願についての年金の納期が第 41 条の規定に基づいて到来する前に特許が付与された場合は、特許所有者は、特許の付与前に始まる年度の年金を、初めて納期が到来する当該特許の年金と同時に納付しなければならない。

医薬品の補充的保護に関する規定は第 13 章に置いてある。

## 第5章 年金の納付

### 第41条

年金は、年金年度が始まる暦月の末日に納期が到来するものとする。ただし、最初の2年度分の年金は、第3年金年度の年金の納期が到来するまで、その納期が到来しないものとする。

年金は、その納期が到来する前6月より前に納付することはできない。

第11条にいう後の出願に関しては、当該後の出願が行われた日前に始まった年金年度又は前記の日後2月以内に始まる年金年度の年金は、前記の日から2月が経過する前にその納期が到来することはない。国際特許出願に関しては、第31条の規定に従って出願手続が進められた日若しくは第38条の規定に従って処理に着手された日前に始まった年金年度の年金又は前記の日から2月以内に始まる年金年度の年金は、当該出願の手続が遂行された日又は処理に着手された日後2月が経過する前にその納期が到来することはない。

年金は、所定の割増手数料と共に納期日後6月以内に納付することができる。

### 第42条

発明者が出願人又は特許所有者である場合において、年金の納付につき著しい困難があり、かつ、最初の年金の納付期日以前にその旨の請求があるときは、特許当局は、その納付を猶予することができる。猶予は、一時に3年を限度とし、かつ、長くても特許の付与から3年が経過するまでとする。猶予の延長請求は、付与された猶予期間が満了する前に行わなければならない。

猶予の請求又は猶予の延長請求が拒絶された場合は、爾後2月以内に納付された年金は、所定の期限内に納付されたものとみなす。

第1段落の規定に基づいて納付が猶予された年金は、猶予された期間の満了後6月以内に第41条第3段落にいう割増手数料と共に納付することができる。

## 第6章 ライセンス，譲渡等

### 第43条

特許所有者が発明を業として実施する権利(ライセンス)を他人に付与した場合は，その者(実施権者)は，その旨の合意がない限り他の者に自己のライセンスを譲渡することができない。

### 第44条

特許が他人に移転され又はライセンスが付与された場合は，この事実は，請求により特許登録簿に記録する。

登録簿に記録されたライセンスが失効したことが証明された場合は，当該ライセンスの記録を登録簿から抹消する。第1段落及び第2段落の規定は，強制ライセンス及び第53条第2段落にいう権利に準用する。

特許に関する訴訟その他の法律上の事件において，当該特許所有者として最後に登録簿に記録された者をもって当該特許所有者とみなす。

### 第45条

特許が付与されてから3年が経過し，かつ，特許出願から4年が経過した場合において，当該発明が合理的な程度にスウェーデンで実施されていないときは，当該発明をスウェーデンで実施しようとする者は，その趣旨で強制ライセンスを取得することができる。ただし，当該発明を実施しないことについて正当な理由があるときは，この限りでない。

政府は，相互主義を条件として，第1段落の適用上，ある外国における実施がスウェーデンにおける実施と同等であるとみなす旨を定めることができる。

### 第46条

発明であってその実施が他人所有の特許によって妨げられるものに係る特許所有者は，当該発明の重要性に鑑み又はその他特別の理由により合理的である場合は，当該他人所有の特許によって保護される発明を実施するための強制ライセンスを取得することができる。

第1段落の規定により強制ライセンス付与の対象となる特許所有者は，相手方の発明を実施するための強制ライセンスを取得することができる。ただし，これに反する理由があるときはこの限りでない。

### 第47条

極めて重要な公益上の必要性があるときは，他人が所有する特許発明を業として実施しようとする者は，その趣旨での強制ライセンスを取得することができる。

### 第48条

第22条の規定により出願書類が利用可能なものとされたときに当該特許出願の対象である発明をスウェーデンにおいて業として実施していた者は，当該出願に特許が付与された場合において，自己に有利な極めて特別の理由があり，かつ，当該出願が存在することを知らず，また合理的にみてその存在を知ることが不可能であったときは，当該実施について強制ライセンスを取得することができる。同様の条件の下に，この権利は，スウェーデンにおける当該発明の業としての実施のために実質的な準備を行った者にも付与される。かかる強制ライ

センスの効力は、特許が付与された日前の期間にも及ぶ。

#### **第 49 条**

強制ライセンスは、受け入れ可能な方法で、かつ、当該ライセンスに基づいて当該発明を実施することができる資力を有すると推定される者にのみ付与することができる。

強制ライセンスは、特許所有者が当該発明を自ら実施し又は他人にライセンスを付与することを妨げるものではない。強制ライセンスは、当該発明が実施されている事業又は実施することが意図されている事業と共にする場合にのみ他人に移転することができる。

#### **第 50 条**

強制ライセンスは、裁判所により付与される。裁判所は、また、当該発明を実施できる範囲を定め、かつ、対価その他の当該ライセンスに関する条件を定める。事情の著しい変更により必要な場合、裁判所は、請求に基づき当該ライセンスを取り消し又は当該ライセンスに関する新たな条件を定めることができる。

## 第7章 特許の終了等

### 第51条

特許の年金が第40条、第41条及び第42条の規定に従って納付されない場合は、当該特許は、年金が納付されなかった年金年度の初めに消滅する。

### 第52条

裁判所は、次に掲げる事由がある場合において、その趣旨の訴訟が提起されたときは、当該特許を無効と宣言する。

- (1) 当該特許が、第1条及び第2条の条件が満たされていなかったにも拘らず付与されたこと
- (2) 当該特許が、当該技術の熟練者がその説明書を指針として実施することができる程度に十分明確に記載されていない発明に係っていること
- (3) 当該特許が、出願時の出願書類に示されていない内容を含んでいること、又は
- (4) 当該特許保護の範囲が特許付与後に拡張されていること

特許は、当該特許を取得した者が当該特許の一定の持分のみについて権利を有していたに過ぎないという理由によって無効と宣言されることはない。

第4段落に規定する場合を除くほか、訴訟は、特許により損害を被る者及び公益上必要な場合は政府が指定する当局が提起することができる。

特許が第1条の規定に基づいてこれを取得する権利を有する者以外の者に付与されたとの理由に基づく訴訟は、当該特許を取得する権利を有すると主張する者のみが提起することができる。訴訟は、特許の付与その他訴訟提起の基礎となる事実を知った時から1年以内に提起しなければならない。特許所有者が、特許が付与された時又は特許が自己に譲渡された時に善意であった場合は、訴訟は、特許の付与後3年を過ぎて提起することができない。

### 第53条

特許が第1条の規定によりこれを受ける権利を有する者以外の者に付与された場合は、裁判所は、当該特許を受ける権利を有する者が提起した訴訟に基づいて、当該特許を当該権利者に移転しなければならない。当該訴訟を提起する期間に関しては、第52条第4段落の規定を適用する。

特許を剥奪された者が善意でスウェーデンにおいて業として実施を開始し又はそのために実質的な準備を行っていた場合は、当該の者は、合理的な対価その他合理的な条件の下に、かつ、実施の一般的な性質を保持しながら、既に開始した実施を継続し又は準備した実施を遂行することができる。同様の条件の下に、この権利は、特許登録簿に記録された実施権者にも付与される。

第2段落に基づく権利は、当該権利が行使されている事業又は当該権利の行使が意図されている事業と共にする場合にのみ、他人に移転することができる。

### 第54条

特許所有者が特許当局に宛てた書面をもって特許を放棄する場合は、当局は、特許の終了を宣言する。

特許が債務のため差し押さえられた場合又は特許の移転に関する訴訟が係属中である場合は、

当該差押が効力を保持する間又は当該訴訟が最終的に確定するまで、特許の終了を宣言することはできない。

#### **第 55 条**

特許が消滅し若しくは終了の宣言がなされ、又は法的効力が生じた判決によって無効の宣言がなされ若しくは移転されたときは、特許当局は、これらの事実を公告する。

## 第 8 章 情報提供義務

### 第 56 条

特許出願人は、出願ファイルにある書類が第 22 条の規定により利用可能なものとされる前にその出願を他人に対して引用する場合は、請求により、その者が当該書類を閲覧することに同意しなければならない。特許出願が第 8a 条にいう微生物の培養物の寄託を含む場合は、当該同意は、当該培養物の試料の分譲を受ける権利をも包含するものとする。第 22 条第 6 段落第 2 文及び第 3 文並びに第 7 段落及び第 8 段落の規定は、前記の同意に基づき試料の分譲を受けることを希望する者がある場合に適用する。

特許が出願中である旨又は特許が付与されている旨を、同時に出願番号又は特許番号を表示することなく、直接に他人に対して言明することにより、広告により、商品若しくはその包装への記載により又はその他の方法により表示する者は、請求があったときは、遅滞なく前記の番号を提示しなければならない。特許が出願中である旨又は特許が付与されている旨が明確に表示されてはいないが事情からそのような印象を与える虞がある場合において、請求があったときは、特許が出願中であるか否か又は特許が付与されているか否かについての情報を遅滞なく提供しなければならない。

## 第9章 責務及び賠償金支払義務等

### 第57条

特許から生じる排他的権利を侵し(特許侵害)、かつ、これを故意又は重大な過失により行った者は、罰金又は2年以下の禁固に処する。第57a条に基づいて罰金を科することを条件とする禁止に違反した者は、当該禁止の対象である侵害について刑を宣告されることはない。第1段落に基づく違反を企て又は準備した者は、刑法第23章に基づいて処分されるものとする。

公訴官は、第1段落及び第2段落にいう犯罪については、被害者が犯罪訴追手続を求めて当該犯罪を届け出、かつ、犯罪訴追手続が公益上特に必要であるときにのみ、犯罪訴追手続を開始することができる。

### 第57a条

裁判所は、特許権者又はライセンスにより当該発明を実施する権利を有する者の申立がある場合は、当該特許を侵害している者に対して、違反すれば罰金を科することを条件として侵害行為の継続を禁止することができる。

原告が侵害行為が行なわれているが確実であることを証明し、かつ、被告が当該侵害行為を継続することによって当該特許の排他的権利の価値が減じる虞が合理的にみえる場合は、裁判所は、当該事件について終局判決が下されるか又はその他の決定が下されるまでの期間、違反すれば罰金を科することを条件として違反行為の継続を禁止することができる。前記禁止が課されるのに先立ち、被告は、意見を述べる機会を与えられるものとする。ただし、遅延によって損害が発生する危険がない場合に限る。

第2段落に基づく禁止は、原告が被告に生じる虞がある損害に対する担保を裁判所に供託した場合にのみ、これを課することができる。ただし、原告が前記担保を供託する手段を有していないときは、裁判所は、原告にこれを免除することができる。担保の種類については、判決執行法第2章第25条を適用する。被告が担保を承諾しないときは、裁判所は、担保について審理を行う。

当該事件を決定する場合は、裁判所は、第2段落に基づいて下された禁止を引き続き効力を有するものとしておくか否かについて審理を行う。

第2段落又は第3段落に基づく決定についての上訴及び上級裁判所における審理の問題に関しては、司法手続法第15章に従い、決定に対する上訴に関する同法の規定を適用する。

罰金の賦課に関する訴訟は、当該禁止を申請した者が提起するものとする。当該訴訟に関しては、違反すれば罰金を科するという条件での新規の禁止に関する訴訟を提起することができる。

無線及び有線送信の内容に関しては、無線送信法(1966:755)の規定を適用する。

### 第58条

特許を故意又は過失により侵害した者は、当該発明の実施に対して支払うべき合理的な賠償金及び侵害行為によって生じた更なる損害の賠償金を支払わなければならない。賠償金の額を決定する際は、特許所有者の当該特許に係る侵害されない場合の利益及び純粋に経済的な重要性以外の事情も考慮に入れるものとする。

故意にも過失にもよらずに特許を侵害した者は、当該発明の実施にかかる賠償金を、相当と

認定される範囲内で支払うものとする。

特許侵害の賠償金を請求する訴訟は、当該訴訟を提起する直前5年間の損害のみを対象とすることができる。これ以前の損害に関しては、賠償金請求権は存在しない。

#### 第59条

自己の特許を侵害された者の請求があったときは、裁判所は、侵害の継続を防止するのに合理的であると認められる限度において、当該特許権者の同意なしに製造された特許保護製品又はその使用が特許侵害を引き起こす虞がある物品を変更し、当該特許の残存期間中保管するために引き渡し若しくは廃棄すべき旨、又は特許保護製品の場合は、当該侵害を受けた者にその価額の支払と引き替えにこれを引き渡すべき旨を決定することができる。この規定は、当該財産又はこれに係る特別の権利を善意で取得し、かつ、自らは特許を侵害しなかった者には適用しない。

第1段落にいう財産は、第57条に基づく罪が合理的にみて犯されたと推定されるときは、押収することができる。刑事犯罪における押収の一般規定をこの場合に適用する。

第1段落の規定にも拘らず、裁判所は、特別な理由があるときは、請求により、第1段落にいう財産の所有者は当該特許の全残存期間又はその一部の期間に渡り合理的な額の支払と引き替えに、かつ、その他合理的な条件の下に当該財産を使用することができる旨を決定することができる。

第1段落から第3段落までの規定は、第57条第2段落にいう侵害行為の企図又は準備にも適用する。

#### 第60条

第22条の規定により出願書類が利用可能なものとされた後に、当該出願に係る発明が業として実施されたときは、特許侵害に関する規定は、当該出願に基づき特許が付与された範囲内において適用する。ただし、第20条に基づく特許付与前の期間に関しては、当該特許による保護は、出願が公衆に利用可能なものとされた当時における文言でのクレーム及び特許されたクレームの双方に開示されているものみに及ぶに過ぎない。特許付与前の実施には刑罰は科せられず、そのような実施の結果生じた損害の賠償については、第58条第2段落に基づいてのみ裁定することができる。

第58条第3段落の規定は、賠償金請求訴訟が異議申立期間の満了後1年以内に、又は異議申立があった場合は、特許当局が当該特許は維持されるべき旨の決定を行った後1年以内に提起されたときは、適用しない。

#### 第61条

特許が取り消され又は法的効力が生じた判決によって無効と宣言されたときは、裁判所は、第57条から第60条までの規定に基づいて刑罰を科し、違反に対しては罰金を科することを条件とする禁止命令を発し、罰金若しくは賠償金の支払を命じ又は予防措置を命じることができない。

特許侵害訴訟が提起された場合において、当該特許が無効である旨を訴訟の被告が主張するときは、無効の問題は、その旨の訴訟が提起された後でのみ審理することができる。裁判所は、特許が無効である旨の主張をする者に対して、一定期間内に無効訴訟を提起するよう命

じるものとする。

特許侵害訴訟と特許無効訴訟とが同一の訴訟手続で提起された場合において、当該審理に関しては特許侵害の存否についての問題を別個に決定するのが適当なときは、当事者の一方の請求により、この問題について別個に判決を下すことができる。別個の判決を下す場合は、裁判所は、無効が関係する事件の審理を当該判決が法的効力を生じるに至るまで中止する旨の決定を下すことができる。

## 第 62 条

故意又は軽微でない過失により第 56 条の規定に基づいて求められている行為を怠る者は、罰金に処する。

この罰は、前記の条に規定する場合に虚偽の情報を故意又は軽微でない過失によって提供した者にも科される。ただし、かかる行為に対する罰が刑法に規定されている場合はこの限りでない。

第 56 条の規定により求められている行為を故意又は軽微でない過失によって怠り、又は同条に規定する場合に虚偽の情報を提供した者は、適正な額の賠償金を支払わなければならない。ただし、軽過失の場合は、賠償金額はそれ相応に調整することができる。

第 1 段落及び第 2 段落に規定する犯罪の公訴は、被害者の告訴によってのみ、かつ、公訴が特別の理由により公益上必要な場合にのみ、公訴官が提起することができる。

## 第 63 条

特許所有者又はライセンスに基づき当該発明を実施することを認められている者は、自己が当該特許に基づき他人に対抗して保護を受けることができるか否かを確定するための確認判決を求める訴訟を提起することができる。ただし、この点につき不確実性があり、この不確実性が自己に不利益となることを条件とする。

ある(事業)活動を行っている者又は行おうとする者は、ある特許が当該活動にとり障害となるか否かを確定するため、第 1 段落と同一の条件の下に当該特許所有者を相手方として訴訟を提起することができる。

第 1 段落にいう場合において特許が無効である旨の主張が行われるときは、第 61 条第 2 段落の規定を準用する。

## 第 64 条

特許を無効にすることを求める訴訟、特許の移転を求める訴訟又は強制ライセンスの付与を求める訴訟を提起しようとする者は、その旨を特許当局に届け出るものとし、かつ、特許登録簿によれば当該特許に基づくライセンス又は質権を有するすべての者にも通知するものとする。実施権者は、特許侵害に係る訴訟又は第 63 条第 1 段落の規定に基づく確定を求める訴訟を提起しようとする場合は、その旨を当該特許所有者に通知しなければならない。質権の所有者が特許侵害を理由として訴訟を提起しようとする場合も同様とする。

第 1 段落に規定する通知は、特許登録簿に記録された宛先に料金前納書留郵便により送付された時に提供されたものとみなす。

訴訟が提起された時に第 1 段落の規定に基づいて届出又は通知が行われたことが明らかでない場合は、原告は、これを行うための猶予期間を与えられる。原告がこの猶予期間を自ら利

用しなかったときは、当該訴訟は審理が行われない。

#### 第 65 条

ストックホルム市裁判所は、次に掲げる事項に関する訴訟について管轄権を有する。

- (1) 特許出願に係る発明に対する適正な権原
- (2) 特許の無効又は特許の移転
- (3) 強制ライセンスの付与、強制ライセンスの新たな条件設定若しくは取消又は第 53 条第 2 段落にいう権利
- (4) 特許の侵害
- (5) 第 63 条に基づく確定、又は
- (6) 第 78 条に基づく補償金の裁定

#### 第 66 条

第 65 条にいう訴訟において、市裁判所は、4 名の構成員をもって審理を行うが、そのうちの 2 名は法律に堪能で、また 2 名は技術的資格を有さなければならない。3 名を超える法律に堪能な構成員及び 3 名の技術的資格を有する構成員をもって裁判所を構成することはできない。法律に堪能な構成員の 1 名が裁判長となるものとする。

ただし、主たる法廷(main session)なしに事件を決定する場合、及び主たる法廷又は現場検査において行われるのではない手続の場合は、市裁判所は、1 名の法律に堪能な構成員をもって審理権を有する。そのような場合は、1 名のみ法律に堪能な構成員及び 1 名の技術的資格を有する構成員をもって裁判所を構成することができる。この場合、法律に堪能な構成員が裁判長となるものとする。

#### 第 67 条

市裁判所の技術的資格のある 1 名の構成員が決定に関与した事件においては、審判裁判所(Court of Appeal)は、3 名の法律に堪能な構成員及び 2 名の技術的資格のある構成員をもって審理権を有する。ただし、3 名の法律に堪能な構成員が市裁判所の決定に関与したときは、少なくとも 4 名の法律に堪能な構成員が審判裁判所の決定に関与するものとする。5 名を超える法律に堪能な構成員及び 3 名の技術的資格のある構成員をもって裁判所を構成することはできない。

審判裁判所は、技術的資格のある構成員の関与が明らかに不必要であると認める場合は、そのような構成員なしでも審理権を有する。

#### 第 68 条

政府又は政府が指定した当局は、市裁判所及び審判裁判所の技術的資格のある構成員を務めさせるため一時に少なくとも 25 名の人員を 3 年の任期で選任する。この 3 年の任期中、政府は、必要な場合は、その期間の残存部分を務めさせるための追加の人員を選任することができる。

裁判長は、各事件につき、前記のようにして選任した人員中から所望の技術的資格及びその他の要件に基づいて裁判所を構成する構成員を選ぶものとする。退任しようとする技術的資格のある構成員は、以前に自己が関与した事件が残っている間は勤務する義務を負う。

**第 69 条**

第 65 条にいう訴訟においては、裁判所は、必要と認めるときは、特許審判裁判所から意見書を入手するものとする。

**第 70 条**

第 65 条にいう訴訟における判決又は終局判決の写しは、特許当局に送付するものとする。

## 第 10 章 特別規定

### 第 71 条

スウェーデンに住所を有していない特許所有者は、スウェーデンに居住する代理人を選任し、かつ、刑事事件における令状又は呼出状及び当事者が法廷に自ら出頭すべき旨の命令を除き、特許に関する訴訟事件及び法的事項に係る令状又は呼出状、通知書及びその他の文書の送達を自己のために受領する権限を当該の者に授与しなければならない。代理人を選任したときは、これを届け出て、特許登録簿に記録させなければならない。

特許所有者が第 1 段落に定めるところにより代理人を届け出ない場合は、送達は、当該所有者に送達すべき書類を特許登録簿に記載された当該所有者の住所宛に料金前納郵便によって送付することにより行うことができる。特許登録簿に完全な住所が記載されていない場合は、送達は、当該書類を特許当局で入手することができるようにしておき、かつ、当該送達及び当該書類の要旨を政府が定めるところに従い公告することによって行うことができる。当該送達は、前記の措置がとられた時に行われたものとみなす。

相互主義の条件の下に、政府は、第 1 段落及び第 2 段落の規定をある外国に住所を有する特許所有者について、又は当該外国に居住する代理人であってスウェーデンの特許登録簿に登録されており、かつ、第 1 段落にいう権限を授与されているものを選任している特許所有者については適用しない旨を定めることができる。

### 第 72 条

第 2 段落にいう以外の場合において、特許出願人又は特許所有者が、本法又は本法に基づく規則に規定する期間内に特許当局において一定の行為を行うことを怠ったために権利を喪失したが、当該期間を遵守するために当該事情の下に必要なあらゆる注意をしかるべく尽くしていたとき、及び当該の者が期間不遵守の原因が除去された後 2 月以内であって当該期間の満了後遅くとも 1 年以内に当該行為を追完したときは、特許当局は、当該行為が所定の期間内に完了したものとみなす旨を宣言する。特許出願人又は特許所有者は、この宣言を求める場合は、当該行為に係る上記期間内に特許当局に対して書面でその旨の請求を行い、かつ、所定の手数料を納付しなければならない。

特許出願人又は特許所有者が第 41 条第 3 段落又は第 42 条第 3 段落に規定する期間内に年金を納付しなかったときは、第 1 段落の規定を適用する。ただし、前記期間の満了後 6 月以内に年金を納付し、かつ、当該請求を行わなければならない。

第 1 段落の規定は、第 6 条第 1 段落(訳注：第 1 段落の語は不要と思われる。)にいう期間には適用しない。

第 31 条に従ってスウェーデンで遂行されてきた国際特許出願については、当該特許出願人が受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関又は国際事務局との関係において期限を遵守しなかったために権利を喪失したときにも、第 1 段落の規定を適用する。当該期限内に行われなかった行為は、ここにいう場合は、特許当局において行わなければならない。本段落の規定は、先の出願に基づく優先権を享受するために国際出願を行わなければならない期限には適用しない。

### 第 73 条

第 31 条又は第 38 条にいう場合において、郵送した書類又は手数料が所定の期間内に特許当局に到達しなかったが、郵送によって意図した行為が当該期間の経過したことを出願人が知

り又は知るべきであった時から2月以内であって、当該期間の満了後遅くとも1年以内に完了されたときは、特許当局は、当該行為が所定の期間内に完了されたものとみなす旨宣言する。ただし、次を条件とする。

(1) 発信人が滞在し又は発信人の営業所がある場所において所定の期間の満了前10日以内に、戦争、革命、暴動、ストライキ、自然災害その他類似の事由によって郵便業務の中断が発生し、かつ、書類又は手数料が郵便業務の再開後5日以内に特許当局に郵送されたこと、又は(2) 書類又は手数料が期間の満了前5日以内に書留郵便で特許当局に郵送されたこと。ただし、当該郵送が可能な場合は航空便で行われたこと、又は普通郵便による場合は、郵便が発送後2日以内に特許当局に到達する筈であることを発信人において推定する理由があったことを条件とする。

出願人は、第1段落に従って宣言を求める場合は、当該行為につき第1段落に規定する期間内に特許当局に対してその旨の請求を書面で行わなければならない。

#### **第74条**

第72条又は第73条の規定による請求が認容された結果、第22条に従って利用可能なものとされた後に却下又は拒絶された特許出願の処理が再開され、又は消滅した特許が消滅しないものとみなされる場合は、その旨の公告を行う。

却下された出願を回復するための期間が満了した後、又は拒絶の決定が確定し若しくは特許が消滅した後であって前記の公告が行われる前に、スウェーデンにおいて業として当該発明の実施を善意で開始した者は、当該特許が存在するにも拘らず、当該実施をその一般的性質を保持しながら継続することができる。このような実施の権利は、スウェーデンにおいて当該発明を業として実施するために実質的な準備を行っていた者にも同様の条件の下に付与される。

第2段落にいう権利は、この権利の基礎となった事業又は実施が意図されていた事業と共にする場合にのみ、他人に移転することができる。

#### **第75条**

第26条にいう以外の特許当局の最終決定及び第42条、第72条又は第73条に基づく決定については、当該決定の日から2月以内に特許審判裁判所に審判請求を行うことができる。

特許審判裁判所の最終決定については、当該決定の日から2月以内に最高行政裁判所に不服申立を行うことができる。この場合、行政手続法(1971:291)の第35条から第37条までの行政審判裁判所の決定に対する不服申立に関する規則を適用する。特許審判裁判所の決定には、最高行政裁判所による審理には特別の許可が必要なこと及びそのような許可が付与される理由を記載しなければならない。

#### **第76条**

本法に基づく手数料は、政府が定める。政府は、最初の1以上の年金年度について、年金の納付を免除する旨を定めることができる。

#### **第77条**

特許出願、特許事項に係る公告、出願書類の印刷、特許登録簿及びその備置並びに特許当局

に関する細則は、政府が発するものとし、又は政府が定める範囲内で特許当局が発するものとする。特許当局に備える年代順記録は、政府が定める範囲内で公衆に開放される。政府は、特許出願に関する事項の書類を外国の当局に送付することができる旨を定めることができる。

政府は、また、特許当局の請求に基づき特許出願の審査を外国の当局又は国際機関が行うことができる旨、及び外国で特許を出願した発明について特許を出願する者が当該発明の特許性についての審査に関して外国の特許当局から自己に通知された事柄を報告する義務がある旨をも定めることができる。ただし、この報告義務は、第3章にいう出願に関しては、それが国際予備審査の対象であり、かつ、当該審査に関する報告が特許当局に提出されていたときは、課することはない。

#### **第78条**

国が戦争中であり又は戦争の危機に瀕している場合において、公益上必要なときは、政府は、ある発明に係る権利を国に又は政府が指定する者に引き渡すべき旨を命じることができる。このように引き渡された発明に係る権利については、合理的な補償金を支払わなければならない。補償金を受ける権利を有する者との間で補償金に関する合意が成立しないときは、裁判所が補償金を定める。

国以外の者が第1段落の規定により発明に係る権利を利用した場合において、当該の者が補償金に関する義務を履行しないときは、補償金を受ける権利を有する者の請求があり次第、政府がこれを支払う義務を負う。

#### **第79条**

国防上重要な発明は、特別に定める規則が適用される。

## 第 11 章 欧州特許

### 第 80 条

欧州特許とは、1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで作成された欧州特許条約に基づいて欧州特許庁によって付与された特許をいう。欧州特許出願とは、同条約に基づいて行われた特許出願をいう。

欧州特許出願は、欧州特許庁に対して行うものとする。欧州特許出願は、また、特許当局においても行うことができ、この出願は、特許当局が欧州特許庁に送付する。ただし、同条約第 76 条にいう出願(欧州分割出願)は、常に欧州特許庁において行わなければならない。

第 81 条から第 93 条までの規定は、スウェーデンに係る欧州特許及びスウェーデンを指定国とする欧州特許出願に適用する。

### 第 81 条

欧州特許は、欧州特許庁が欧州特許出願を認容する旨の決定を公表したときに付与される。欧州特許は、スウェーデンで付与された特許と同一の法的効果を有し、かつ、後者の特許と同一の条件に従う。ただし、本章に別段の定めがあるときはこの限りでない。

### 第 82 条

欧州特許は、政府が指定する期間内に、出願人が欧州特許庁からの出願人への通知に基づく特許が付与される旨の正文のスウェーデン語翻訳文を特許当局に提出し、かつ、同一期間内に所定の翻訳文の印刷手数料を納付したときにのみ、スウェーデンにおいて効力を有するものとする。欧州特許が補正された文言において維持されるべき旨を欧州特許庁が決定するときは、この補正された正文についても同様である。

翻訳文は、何人にも利用可能なものとされる。ただし、翻訳文が受領された時に欧州特許出願が欧州特許庁によって公開されていなかった場合は、翻訳文は、当該出願の公開前に利用可能なものとされることはない。

所定の期間内に翻訳文が提供され、かつ、手数料が納付された場合において、欧州特許庁が欧州特許出願を認容する旨の決定を公表し又は欧州特許が補正された文言において維持されるべき旨の決定を行ったときは、特許当局は、その旨の公告を行う。翻訳文の印刷写しは、できる限り速やかに特許当局から入手できるようにしなければならない。

### 第 83 条

特許所有者が第 82 条第 1 段落にいう行為を所定の期間内に完了しなかったときは、特許出願人に関する第 72 条第 1 段落の規定を準用する。当該行為が所定の期間内に完了したとみなすべき旨が第 72 条の規定に基づいて宣言されたときは、特許当局は、その旨の公告を行う。

第 82 条第 1 段落の規定により当該行為を完了する期間の経過後であって前記の公告が行われる前に、スウェーデンにおいて善意で当該発明の業としての実施を開始し、又は当該実施の実質的な準備を行っていた者は、第 74 条第 2 段落及び第 3 段落に規定する権利を享受する。

### 第 84 条 (削除)

## 第 85 条

欧州特許庁が欧州特許の全部又は一部を取り消した場合は、この取消は、スウェーデンにおいて特許の全部又は一部が無効と宣言された場合と同一の効果を有する。特許当局は、取消を公告する。

## 第 86 条

欧州特許の年金は、欧州特許庁が欧州特許を認容する旨の決定を公表した年の後に始まる各年金年度につき特許当局に納付しなければならない。

欧州特許の年金が第 1 段落並びに第 41 条及び第 42 条の規定に基づいて納付されない場合は、第 51 条の規定を準用する。ただし、欧州特許の最初の年金は、特許が付与された日から 2 月が経過するまでその納期が到来しないものとする。

## 第 87 条

欧州特許庁によって出願日を付与された欧州特許出願は、同日に行われたスウェーデン特許出願と同一の効果をスウェーデンにおいて有する。欧州特許条約に基づく出願が出願日より早い日に基づく優先権を有する場合は、この優先権を考慮に入れるものとする。

第 2 条第 2 段落第 2 文を適用する上で、欧州特許条約第 93 条による欧州特許出願の公開は、第 22 条の規定により公衆に利用可能なものとされた出願と同等のものとする。欧州特許条約第 158 条(1)にいう公開が欧州特許庁により同条約第 93 条に規定する公開と同等であると決定された場合は、前者の公開についても同様である。

## 第 88 条

欧州特許出願が欧州特許条約の規定に基づいて公開された場合において、公開された文言での特許クレームのスウェーデン語翻訳文が特許当局に提出されたときは、特許当局は、その旨を公告し、当該翻訳文を何人に対しても利用可能なものとする。

第 1 段落に従って公告が行われた後に何れかの者が欧州特許出願により特許保護が求められた発明を業として実施した場合において、当該出願がスウェーデンについて特許を付与されたときは、特許侵害に関する規定を準用する。ただし、この場合、特許保護は、公開された文言での特許クレームと特許されたクレームの双方で開示された事項にのみ及ぶものとする。罰則を適用することはなく、かつ、損害賠償は、第 58 条第 2 段落の規定によってのみ決定することができる。

損害賠償を求める訴訟が欧州特許に対する異議申立期間が満了した後 1 年以内、又は異議が申し立てられた場合は、特許を維持するべき旨の欧州特許庁の決定があった後 1 年以内に提起された場合は、第 58 条第 3 段落の規定を適用しない。

## 第 89 条

欧州特許出願が取り下げられ若しくは欧州特許出願においてスウェーデンを指定するべき旨の請求が取り下げられた場合、又は欧州特許条約に基づいてそのような取下が行われたとみなされた場合において、出願の処理が同条約第 121 条の規定により再開されなかったときは、この事実は、特許当局での特許出願の取下と同一の効果を有する。

欧州特許出願が拒絶されたときは、この拒絶は、スウェーデンにおける特許出願の拒絶と同

一の効果を有する。

### 第 90 条

第 82 条又は第 88 条にいう書類の翻訳文が欧州特許庁の手續言語による書類の文言と一致しない場合は、特許保護は、双方の正文で明らかなどころにのみ及ぶものとする。

取消訴訟においては、手續言語による書類の正文のみを唯一真正の正文とする。

### 第 91 条

特許出願人又は特許所有者が特許当局に対して第 82 条にいう翻訳文の訂正を提出し、かつ、所定の訂正翻訳文の印刷手数料を納付する場合は、当該翻訳文は、先の翻訳文に替えるものとする。原翻訳文が公衆に利用可能なものにされていたときは、その訂正翻訳文も公衆に利用可能なものとする。訂正翻訳文及び手数料がそれぞれ提出及び納付された場合において原翻訳文が公衆に利用可能なものにされているときは、当局は、当該訂正の公告も行う。訂正翻訳文の印刷写しは、できる限り速やかに特許当局において入手することができるようにする。

出願人が第 88 条にいう翻訳文の訂正書を提出し、かつ、所定の手数を納付するときは、特許当局は、その旨を公告し、かつ、訂正翻訳文を公衆に利用可能なものにする。前記の公告が行われた後においては、訂正翻訳文は、先の翻訳文に替えて適用されるものとする。

訂正翻訳文が効力を生じる前に、訂正前の翻訳文によれば特許出願人又は特許所有者の権利の侵害とならなかつた方法で、スウェーデンにおいて業として当該発明の実施を善意で開始した者、又はその実施の実質的な準備を行っていた者は、第 74 条第 2 段落及び第 3 段落に規定する権利を享受する。

### 第 92 条

欧州特許庁が欧州特許の全部若しくは一部を取り消す旨を決定した場合、又は欧州特許出願について第 89 条にいう事情が生じた場合において、欧州特許の所有者若しくは出願人に原状回復を認める旨を欧州特許庁において欧州特許条約の規定に基づいて宣言したときは、この宣言は、スウェーデンにおいても効力を有する。

第 1 段落にいう決定が行われ又は事情が生じた後であるが、第 1 段落にいう宣言を欧州特許庁が公表する前に、スウェーデンにおいて当該発明の業としての実施を善意で開始し、又はその実施の実質的な準備を行っていた者は何人も、第 74 条第 2 段落及び第 3 段落に規定する権利を享受する。

### 第 93 条

国内特許当局に提出された欧州特許出願が、欧州特許庁により所定の期間内に受領されなかったため取り下げられたものとみなされる場合は、出願人の請求により、特許当局は、当該出願をスウェーデン特許出願に変更されたものとして取り扱う。ただし、次に掲げる事実を条件とする。

(1) 当該請求が、出願が取り下げられたものとみなす旨の通知を当該出願人が受けた日から 3 月以内に、当該特許出願を受領した国内当局に提出され、かつ、出願日から又は優先権が主張されている場合は優先権主張の基礎となっている日から 20 月以内に、特許当局によって

受領されること，及び

(2) 出願人が，政府が指定する期間内に所定の出願手数料を納付し，かつ，当該特許出願のスウェーデン語翻訳文を提出すること。

特許出願は，欧州特許条約及びその施行規則に規定する出願の方式に関する要件を満たすときは，この点につき受理するものとする。

## 第 12 章 質権設定

### 第 94 条

スウェーデンで付与されたか又はスウェーデンで効力を有する特許は、本章の規定に従ってこれに質権を設定することができる。

質権は、次に掲げるものにも適用することができる。

(1) スウェーデン特許出願

(2) 第 31 条に基づき遂行された国際特許出願又は第 33 条第 3 段落若しくは第 38 条に従って処理手続に付された国際特許出願、又は

(3) 第 88 条に従って特許当局が翻訳文を受領した欧州特許出願又は第 93 条に基づいて変更された欧州特許出願

特許出願についての質権は、出願の一部であって分割又は分離の対象となるものにも及ぶ。

### 第 95 条

特許又は特許出願についての質権は、当該財産に質権を設定する書面による契約を登録することによって成立する。登録の申請は、特許当局に対して行う。

登録された質権が他人に移転された場合は、請求により、この事実を特許登録簿又は特許出願登録簿に記録する。

質権が個々に 2 以上の者に設定された場合は、登録の申請が特許当局により最初に受領された質権が優先する。ただし、別段の合意があるときはこの限りでない。

2 以上の質権設定契約の登録申請が同日に行われた場合は、これらの間の優先性は、契約が締結された年代順に従う。ただし、別段の合意があるときはこの限りでない。これらの契約が同時に締結されたとき又はこれらの契約が締結された年代順を決定することができないときは、これらの契約は同一の権利を有する。

### 第 96 条

第 95 条に基づいて行われる登録の申請は、当該特許又は特許出願に対して権利を有する者又は質権を取得した者がこれを行う。申請人は、当該特許又は特許出願に対する質権設定者の権利を確認しなければならない。

特許登録簿に記録された特許所有者は、当該特許に対する権利を有するものとみなす。ただし、事実がこれと異なることが判明したときはこの限りでない。登録の申請が特許出願についての質権に関する場合は、特許当局に登録されている発明者又はその譲受人が当該特許出願に対する権利を有するものとみなす。ただし、事実がこれと異なることを示すときはこの限りでない。

登録申請の時に、質権設定者が当該質権を設定した財産について、差押、破産、法的無能力、支払確保、仮差押(sequestration)又はその他の理由で処分権を有さない場合は、当該申請を認めることはできない。

### 第 97 条

特許に質権を設定する契約は、当該特許が付与されたときに又は当該契約が欧州特許に係わる場合は当該欧州特許が第 82 条の規定によりスウェーデンにおいて発効したときに、登録することができる。

特許出願に質権を設定する契約は、当該特許出願が特許当局における特許出願登録簿に登録されたときに又は当該契約が欧州特許出願に係わる場合は第 88 条に基づく公告が行われたときに、登録することができる。質権が設定された特許出願に特許が付与された後は、当該特許が質権を設定された財産となる。

#### **第 98 条**

登録がなされている場合であっても、質権が設定された財産に対する権利は、当該契約が当該財産についてこれを処分する権限を有する正当な所有者により締結され、かつ、当該契約がその他の何らかの理由により無効とならないときにのみ、有効である。

#### **第 99 条**

質権は、当該特許又は特許出願が他人に移転し又はその他本法の規定により有効でなくなったときは、消滅する。

#### **第 100 条**

登録は、当該質権が終局判決により無効と宣言されたとき又は当該質権が消滅し若しくはその他有効でなくなったときは、抹消されるものとする。

#### **第 101 条**

特許又は特許出願についての質権設定は、第 95 条に基づく登録申請の日から、その後に当該財産に対する所有権その他の権利を取得する者に対して効力を有する。

ライセンス契約は、当該契約が質権設定契約の登録申請前に締結されたときは、質権者に対して有効である。

#### **第 102 条**

差押又は破産の際における質権に関する他の法律の規定は、特許又は特許出願についての質権にも適用される。第 95 条に基づく登録申請の特許当局による受領は、質権者が有形物を占有する場合と同様の法的効力を有する。

質権を設定された特許又は特許出願が差押又は破産の際に売却されても、第 102 条第 2 段落にいうライセンス契約は、引き続き効力を有する。

#### **第 103 条**

質権者は、当該債務者及びその他の知られている当事者に予め売却について通知し、これらの者がそれぞれの利益を守る機会を十分に与えられたときに限り、当該質権の対象を売却してその収益から自己の請求分を受け取ることができる。

本条による売却が行われた後も、第 101 条第 2 段落にいうライセンス契約は、引き続き効力を有する。

#### **第 104 条**

本章に基づく登録を申請する者は、手数料を納付しなければならない。政府は、当該手数料の額を定めなければならない。



## **第 13 章 医薬品の補充的保護**

### **第 105 条**

医薬品の補充的保護に関する 1992 年 6 月 18 日付の欧州共同体規則 (EEC) 第 1768/92 号に基づく医薬品の補充的保護を申請する者は、所定の申請料を納付しなければならない。

また、かかる補充的保護に関しても年金を納付しなければならない。年金年度は補充的保護が開始した日から起算し、その後は毎年当該日に相応する日から起算する。

### **第 106 条**

第 9 章に規定されている責任は、補充的保護についても適用する。

### **第 107 条 - 第 114 条 (削除)**

## 追記

本法は、第 8 条に関しては政府が決定する日に、その他に関しては 2001 年 1 月 1 日に施行する。